

災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針

令和 8 年 3 月 16 日
兵庫県危機管理部

1 策定趣旨

本県においては、平成 30 年 7 月豪雨以降、災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針を定め運用してきたが、令和 5 年 3 月に内閣府（防災担当）から「防災分野における個人情報取扱いに関する指針」が示され、また、令和 5 年 4 月 1 日から改正個人情報保護法が全国一律で施行されたことを受け、方針を定める。

2 定義

(1) 災害

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定され、かつ、県内で被害が発生した災害

(2) 安否不明者^{※1}

行方不明者となる疑いのある者（当該災害に巻き込まれた可能性がある）

(3) 行方不明者^{※1}

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者

(4) 死者

当該災害が原因で死亡した者

※¹ 令和 3 年 9 月 16 日付け府政防第 972 号「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」

3 氏名等の公表方針（別表 1 のとおり）

(1) 安否不明者・行方不明者

原則公表

ただし、住民基本台帳の閲覧制限^{※2}がある場合、氏名等、個人が特定できる内容については非公表。

(2) 死者

ア 安否不明者及び行方不明者から死者となった者

原則公表

ただし、住民基本台帳の閲覧制限^{※2}がある場合、氏名等、個人が特定できる内容については非公表。

イ 上記以外の者

住民基本台帳の閲覧制限^{※2}がなく、かつ、遺族の同意が得られた場合^{※3}は公表。

ただし、南海トラフ地震等、大規模災害時には遺族の同意の有無にかかわらず公表する場合がある。

※² 住民基本台帳事務処理要領（総務省）に基づき、配偶者暴力防止法・ストーカー規制法・児童虐待防止法等によって住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付が制限されている者

※³ 遺族に確認する場合は、原則公表としている旨を説明し、同意が得られるよう努めるものとする。

4 公表内容

氏名（フリガナ）、住所（町名又は大字まで）、年齢又は年代、性別、被災日時、被災場所、被災状況を基本とする。

なお、住民基本台帳の閲覧制限がある、又は遺族の同意が得られない場合、個人の特定につながらない被災市町名、年齢又は年代、性別、被災状況は公表することを基本とする。

5 公表方法

県ホームページへの掲載及び報道機関への資料の提供

- ・市町が独自に公表することを妨げるものではないが、公表にあたっては県と調整する。
- ・一旦公表した場合であっても、家族等から非公表とするよう申出がある場合、氏名等、個人が特定できる内容については非公表とする。

6 個人情報の利用目的等（個人情報保護法第 61 条第 1 項）

(1) 個人情報の利用目的

迅速な救助・救出に資することを目的とし、そのほか、遠方の親族等への周知や社会的関心の高さ等へ対応するため、安否不明者等の氏名等を公表する。

(2) 個人情報が供される事務

災害時における安否不明者等の氏名等の公表に係る事務（公表用名簿の作成等）。

7 公表に係る役割分担・流れ（別表 2 のとおり）

兵庫県：救助機関へ提供及び公表・（報道機関等への）提供、公表・提供内容に係る対応（報道資料提供、県HP等）

市 町：家族等への意向確認、住民基本台帳の情報確認、県への報告、公表後の連絡受付

警 察：人的被害の事実確認、県との情報共有

8 公表までの時間等

(1) 安否不明者

被災後 72 時間が人命救助に極めて重要な時間帯であることを踏まえ、発災後 48 時間以内の公表を目標とする。

公表してから 1 週間経過しても安否が不明の者は行方不明者として取扱うこととし、安否不明者としての公表は原則 1 週間とする。

(2) 行方不明者

安否不明者として氏名等を公表した者は、公表してから 1 週間が経過した時点で行方不明者として取扱うこととし、公表する。

発災後 1 週間経過した後に新たに安否不明者と判明した者は行方不明者として公表する。

(3) 死者

ア 安否不明者及び行方不明者から死者となった者

安否不明者及び行方不明者として氏名等を公表した者は、市町が災害による死亡を認定した都度公表する。

イ 上記以外の者

市町による災害死亡認定が確定し、遺族の承諾が得られたときに公表する。

【別表1】公表基準の対応表

区分	住民基本台帳 の閲覧制限	家族等の同意	公表・非公表 ^{※1}	備考
安否不明者 行方不明者	あり	—	非公表	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
	なし	—	公表	① 救助・救出対象者を絞り込み、迅速な救助・救出に資するため。 ② 加えて、遠方の親族等への周知や社会的関心の高さへの対応等が可能となるため。
死者 (安否不明者・行方不明者から死者となった者)	あり	—	非公表	本人又は遺族の権利利益を侵害するおそれがあるため
	なし	—	公表	遠方の親族等への周知や社会的関心の高さへの対応等が可能となるため。
死者 (上記以外の者)	あり	—	非公表	本人又は遺族の権利利益を侵害するおそれがあるため
	なし	あり	原則公表	遠方の親族等への周知や社会的関心の高さへの対応等が可能となるため
		なし		遺族の同意が得られない場合は非公表 ^{※2}

※1 一旦公表した場合であっても、家族等から非公表とするよう申出がある場合、氏名等、個人が特定できる内容については非公表とする。

※2 南海トラフ地震等、大規模災害時には遺族の同意の有無にかかわらず公表する場合がある。遺族に確認する場合は、原則公表としている旨を説明し、同意が得られるよう努めるものとする。

【別表2】公表に係る役割分担・流れ（例：安否不明者の氏名等の公表）

※具体的な事務手続きをまとめたマニュアルを別途作成する。

